

資料 7

令和6年度第7回柏江市立公民館運営審議会会議録

- 1 日 時 令和6年12月2日（月）午後6時30分～8時30分
- 2 場 所 西河原公民館 学習室3
- 3 出席者 斎藤謙一委員長、都築完副委員長、天野泰子委員、伊東達夫委員、内海貴美委員、細谷明美委員
事務局（瀧川直樹公民館長、高橋公平事業係長、中川秀太郎主事）
- 4 欠席者 伊勢亀慎司委員、設楽知委員、長岡智寿子委員
- 5 傍聴者 0名
- 6 資 料 資料1 令和6年度公民館事業評価シート 成人学習事業
資料2 令和5年度成人学習事業一覧
資料3 ありがとう所作台ワークショップ アンケートまとめ
資料4 ウクライナの伝統工芸ピサンキをつくろう アンケートまとめ
資料5 プロが教える！似顔絵講座 アンケートまとめ
資料6 シニア世代向け金融商品の基礎知識 アンケートまとめ
資料7 相続・贈与と税知識 アンケートまとめ
資料8 令和6年度第6回公民館運営審議会会議録
その他 成人学習事業チラシ一覧

7 議 題

（1）開会

（2）審議事項

①公民館事業評価（成人学習事業）について

資料1～7に基づいて事務局より説明

委員長：申込み方法について、「シニア世代向け金融商品の基礎知識」の講座が電子のみとなっているが、対象者を考慮すると不適当ではないか。

事務局：実際には電話でも受付を行った。ほとんど全ての講座で電子申請と電話の双方で受付を行っている。

委員長：どちらの方法での申込みが多いのか。

事務局：半々という印象である。

委員長：職員の作業量としては、電子申請の方が負担が少なくなるのか。

事務局：例えば、電話でのみ受付を行っているこまえ市民大学では、受付開始から1～2時間程度は電話対応以外の業務が困難になるが、電子申請であればそのような問題は起こらない。

委員：電子申請のみにするのか、電話受付を残していくのか、今後の方針を定めることになった際に必要となるため、受付結果の統計を取るべきである。

委員長：2種類の申込み方法を設けており、かつ先着順を採用している講座は、どのように処理をしているのか。

事務局：電話で受け付けたものを職員が電子申請フォームに入力するという方法をとっている。

委員：電話で受付をしている最中に、電子申請で募集枠が埋まってしまうというケースは想定されていないのか。

事務局：今までそのような状況になったことはない。申込数は適宜確認しており、定員に達しそうになった場合には、締め切るタイミング等も含めて職員間で共有するようにしている。

委員長：そのような状況になった場合にどちらの申込みを優先するのか、ルールは決めておくべきである。また、原則多数抽選に一本化することはできないのか。

事務局：現状、職員の判断で申込みが多そうな講座を多数抽選としている。抽選の場合、当落の連絡をしなければならない都合上、作業量が増えてしまうため、先着順を多く採用しているという実情がある。

委員：先着順であることによるクレームを今までに受けたことはあるか。

事務局：受付方法に関するクレームは受けたことがない。

委員：市として申込み等について、電子化に統一するという方針はあるのか。

事務局：電子化の推進は全庁的に行っているところだが、情報格差の問題についても課題となっている。

委員：電子申請の手順を教える講座などは行わないのか。

事務局：電子申請をメインに扱う講座はこれまでに実施したことはないが、今年度のスマホ講座ではアンケートを電子化し、講師が教えながら回答してもらう試みを行った。今後、電子申請を主眼に置いた講座も検討ていきたい。

委員：フィーチャーフォン（ガラケー）でも電子申請は可能か。

事務局：不可能である。

委員：似顔絵講座のアンケートの集計が間違っている。

事務局：修正する。

委員長：アンケートのまとめ方が講座によって違うのはなぜか。

事務局：中央公民館と西河原公民館の間でフォーマットが統一されていなかったためである。

委員長：まとめ方が異なると比較検討がしづらいため、フォーマットの統一をすべきである。

委員：報償費と事業費はそれぞれ何に使っているのか教えていただきたい。

事務局：報償費は講師謝礼であり、事業費は事業に必要な消耗品の購入に使っている。

委員：額は毎年変わらないのか。

事務局：増減はあまりない。

委員：令和5年度の支出が少ないのはなぜか。

事務局：無料で講師派遣を行っている団体に依頼し、実施した講座が2つあり、報償費の支出が少なくなっているためである。

委員：「ありがとう所作台ワークショップ」の受講料が500円とあるが、何の目的で徴収したのか。

事務局：資料代として徴収した。

委員長：受講料ではなく、資料代、材料費等徴収する目的が分かるように記載した方が良い。

委員：「シニア世代向け金融商品の基礎知識」では、対象世代をシニアに限定しているように思われるが、シニアでなくとも参加してよいか等の問い合わせはあったか。

事務局：そのような問合せはなかった。

委員：近年では資産や金融について興味のある若者が増えている。若い世代向けの講座を実施してはどうか。

事務局：令和5年度は講師との打合せでシニア向けの講座を実施することになった。来年度以

降に金融関係の講座を実施する際は、若い世代をターゲットに据えることも検討できればと思う。

委員長：公民館運営審議会としての評価を決める。＜企画・計画性＞の公民館の評価はBとなっている。個別の講座として見ると、定員以上の申込みがあった講座もあり、良かったと言えるが、成人学習事業全体として見ると、アンケートのフォーマットや企画内容等に関して、職員同士の連携が取れていないことは、今後改善が必要な課題として挙げられる。

委員：担当職員が合同で年間計画を立ててから実施できると良い。

委員長：企画面では良かったが、計画性がなかったということを考慮し、B評価ということですかががか。

委員一同：異議なし。

委員長：＜周知＞については十分なされていると考えるが、公民館がB評価としている理由は何か。

事務局：基本的に例年どおりの方法での周知が多く、今後はSNSの活用なども課題となっていることから、成果は出ているが進捗はないということでB評価とした。

委員：現状、SNSはどのように運用しているのか。

事務局：SNSでの広報を行いたい事業については、秘書広報室に掲載の依頼をし、X（旧Twitter）やFacebookに掲載をしている。

委員長：認識している課題があるということを考慮し、B評価でいかがか。

委員一同：異議なし。

委員長：＜実施・運営＞について、参加型の講座で時間が足りないという意見があったとあるが、時間を延ばすことは可能か。

事務局：参加者の集中力等も考慮し、2時間を基本として講座設計を行っている。それに伴い、講師謝礼についても基本的に2時間分で予算を計上しているため、時間の延長については制約がある。

委員長：作業を行う講座では、作業時間を十分に取らなければならないのではないか。

事務局：人によって作業速度が異なり、長いと感じる人もいるため、時間設定には苦慮している。

委員：評価項目に衛生面の記載があるが、アフターコロナになり、衛生面を考慮することは当たり前になってきている。時間配分など運営に関わる文言に変更してはいかがか。

委員：料理の講座を行うことがあれば衛生面の評価は必要となるため、衛生面は残したまま時間配分を追加した方が良い。

委員長：公民館ではB評価となっているが、A評価でも良いのではないか。

委員一同：異議なし。

委員長：＜満足度＞については、アンケート結果で9割が良かったと答えており、公民館の評価どおりA評価でいかがか。

委員一同：異議なし。

委員長：＜達成度＞について、定員というのは一種の数値目標になると考えるが、参加者数が定員の過半数に達していない講座が2つある。このことを考慮すると、B評価が良いと考えるがいかがか。

委員：参加者数だけでなく、申込者が何人いたのかという情報も今後集計していただきたい。

事務局：定員の設定については、講師や部屋のキャパシティに基づいて設定していることが多いため、必ずしも人数目標と同値になっているとは言えない。今後は公民館としての人数目標も設定することを検討する。

委員長：B評価ということでよろしいか。

委員一同：異議なし。

委員長：今後の課題としては1点目の職員同士の連携を密に取ることは先ほども出た課題となっている。2点目の当日キャンセル等の問題については、対策が難しい問題ではあるが、抽選に落ちた人の視点で考えると、空きがあるならば参加したいと思うため、何らかの対策を講じる必要がある。

委員：無断でのキャンセルはあるのか。

事務局：講座によっては発生している。

委員：分かり次第キャンセルの連絡をするようにアナウンス等はしているのか。

事務局：申込みの段階で、電話であれば口頭で伝えている。電子申請では、フォームに記載をしている講座もある。

委員：チラシを見ると、どの講座にも書かれていない。チラシやポスター等の掲示物にも記載するように徹底すべきである。

事務局：本日いただいた意見を基に評価をまとめる。次回は公民館交流事業等の評価を行っていただく予定である。

（3）報告事項

①市民センター新名称・図書コーナー愛称について

事務局：市民センター新名称は「こまえみらいテラス」に、図書コーナー愛称は「こまえみライブラリー」に決定した。

②東京都公民館連絡協議会について

委員：10月26日に行われた研修会では未加盟市からの出席もあった。文部科学省の職員が登壇し、社会教育法第23条の解釈についてお話しいただいた。2月8日には国立市で都公連研究大会が行われる。

次回開催日：令和6年12月23日（月）午後6時30分～

会 場：西河原公民館 学習室3